

「税務システム等標準化検討会収滞納管理ワーキングチーム（WT）」

第7回機能要件、第5回帳票要件 議事概要

日時：令和3年6月9日（火）9：00～12：00

場所：WEB開催

出席者（敬称略）：

（構成員）

坂田 玲子	浜松市財務部 税務総務課 主任
平岡 信義	神戸市行財政局 税務部 収納管理課 担当係長
大塚 賢人	前橋市財務部 収納課 主事
長澤 翔太	三鷹市市民部 納税課 主事
熊倉 禎己	三条市総務部 収納課 管理係 係長
近藤 圭三	飯田市総務部 納税課 収納係 主査
久能 順平	富士市総務部 情報政策課 主幹
渡辺 亮吉	豊橋市財務部 納税課 主査
中山 尚	南国市税務課 収納係長
本山 政志	埼玉県町村会情報システム共同化推進室 室長
中村 多恵	地方税共同機構総務部 企画部 課長
吉本 明平	一般財団法人 全国地域情報化推進協会（APPLIC）企画部 担当部長
三木 浩平	内閣官房情報通信技術総合戦略室 政府CIO補佐官

（総務省）

池上 真一郎	総務省自治税務局 企画課 課長補佐
金谷 浩光	総務省自治税務局 企画課 企画係長
川原 聖貴	総務省自治税務局 企画課 企画係 事務官
佐川 亮太	総務省自治税務局 企画課 企画係 事務官

【議事次第】

1. 事務局からの挨拶／本日の進め方のご説明／全国意見照会の反映した件数のご説明／昨年度から今年度にかけての、方針の変更点のご説明／還付加算金に係る業務フローの整理／機能要件・帳票要件の意見照会確認
2. 機能要件・帳票要件の意見照会について、事前に確認頂いた内容を踏まえた協議
3. 過去経緯を反映した機能要件・帳票要件へのご意見／機能要件・帳票要件をもとに作成した業務フローへのご意見

【意見交換（概要）】

■機能要件 1.1.15 納期限管理について

- 収納側で納期限変更の要件を具備した理由・想定される運用をご教示いただきたい。
- 基本的には賦課側で変更することを想定するため、収納側で納期限を変更することを想定していない。

ただし、昨年度の WT において、更正の変更が間に合わない場合などのイレギュラー対応のため追加の要望があり、機能要件に定義している。貴市の意図としては、賦課側で納税通知書に発行に際して、アラートを出すのは必然ではないかという指摘だと理解しており、その点は課税側の状況と横並びで調整させていただきたい。収納の要件としてアラートを追加する点に違和感はないか。

- 了解した。問題ない。

→実装すべき機能に「督促状発送後に変更しようとした場合は、アラートが表示されること。」を定義する。また、機能要件の意図を明確にするため、考え方理由に「更正の変更が間に合わない場合などのイレギュラー対応のため追加の要望があり、機能要件に定義した。」を追記する。

■機能要件 2.1.12 調定がない場合の消込（法人住民税）について

- 調定情報が連携される前の納付について、保留分も日計表/月計表に含めて欲しい。
- 会計原則上、保留を含める合理的な理由があれば、ご教示いただきたい。
- 税務システムと財務会計システムの日計・月計で差異が生じた際に、保留分で差異が生じているのか、他の要因で差異が生じているかを確認する手間が生じている。
- 財務会計との照合を行うため、記載方法を検討して欲しい。
- 日計表を作成する際に、保留額は何らかの形で把握できれば問題ない。
→実装すべき機能に「保留額も含まれることとし、含まれない場合には、別途リスト等で保留額が把握できることとする。」を定義する。

■機能要件 2.1.14 コンビニ速報/MPN 速報について

- 速報データの履歴管理について、管理できるのであれば管理したいが、機能としてなくとも問題ない。
- 現行システムでは、同一納付書に対する 2 回目の速報データ（スマホ決済とコンビニ納付等の二重納付）が入ってきた場合、「すでに速報データ受信済み」との理由で、速報を取り込むことができない仕様となっている。確報データは 2 回目以降であっても取り込むことができるため、消込に影響はないが、確報データが入ってくるまでの間、画面上で納付（速報）が確認できないという事象が発生している。速報の履歴管理は、収納チャネルが増えるほど、必要性が高いと考える。
→実装すべき機能に「同一納付書に対する複数の確報データを管理できること。2 回目以降の納付は過誤納（二重納付）として管理できること。」を定義する。また、実装してもしなくても良い機能に「同一納付書に対する複数の速報データを管理できること。納付ができる税目とできない税目の管理ができること」を定義する。

■機能要件 No. 6.1.1. 納付書即時発行について

- 納税決定通知書未達の際のアラートは同一税目、同一賦課年度・相当年度まで制御できない場合、特定の税目の納付書を出す際に、アラートが大量に出ることが想定されるため、意見させていただいた。
→実装してもしなくても良い機能に「納税決定通知書が未達者に納付書を発行すると、アラートが表示されること。ただし、アラートは同一税目、同一賦課年度・相当年度まで制御可能とすること。」を定義する。

■帳票要件 No. 31 口座振替開始通知について

- 宛名番号について、本市では通知書番号で個人を特定可能である。構成員の回答もだいぶ違うが、個人

を特定できる番号が欲しい。特に固定資産税について、口座振替時は毎年引き継ぐ番号を利用し、毎年番号が違うのは業務になじまない。

- 当市では宛名番号は個人情報にあたるため、宛名番号と別の番号を付番している。
- 当市でも宛名番号は個人情報の観点から記載していない。
- 項目を残した上で宛名番号の印字有無は設定できるまたは*で埋める等としてはいかがか。
→印字項目を通知書番号とした上で、宛名番号等、本人を特定可能な番号を印字するのか、通知書自体を特定可能な番号（整理番号等）を印字するのかを選択できることとする。
- 本市では圧着ハガキを利用しておらず、アウトソーシングになる。アウトソーシングの場合、検品などにより時間を要するため、圧着ハガキでの運用を考えていない。また、当市では汎用紙ではなく、厚紙の4分割をするとハガキになる紙を利用しているため、通常のハガキで送付したい。
- 当市でも圧着ハガキとなればアウトソーシングの必要があり、データ渡しから検品まで、現在よりも時間を要する。口座振替入力も随時処理できるものであるため、通知を随時発送できるようなタイプの帳票が良い。
- 当市では、Web 口座振替受付サービスを実施しており、金融機関での口座振替とは申込期限が異なる。そのため、月2回完了通知を作成しており、主に金融機関で受付したものを業者に圧着ハガキで帳票作成を依頼し、Web で受付したものを市が汎用紙で作成している。帳票印刷の外部委託を行わない場合はシーリング機等導入が必須となってしまうため、汎用紙と圧着ハガキの両方を選択できる必要があると考える。
→実装してもしなくても良い帳票として、ハガキタイプの口座振替開始通知を定義する。

■帳票要件 No. 98 調定表について

- 収納の調定表は、課税側の調定表と違い、調定額、収納額、還付額等が一意で特定できる必要があるため、必要であると考えます。
- 過年度調定更正分について、納付済分と滞納分を把握したいと理解しており、日計表、月計表の帳票概要にその旨を追記する対応で考えている。
- 日計表、月計表、調定表をそれぞれ確認し、間違いがないかを確認する運用しているため、それぞれ必要だと考える。
- 帳票要件の No. 118 の収入額集計表があるが、こちらに税目ごとに収納の実績を記載しており、その内容で充足できると考えているが問題ないか。
- 印字項目として還付未済額が必要であると考えます。
→No. 118 の収入額集計表の帳票概要に印字項目として「還付未済額」追加する。
- No. 118 の収入額集計表は月次の利用を考えているため、期間指定が必要である。
→No. 118 の収入額集計表の帳票概要に期間指定を可能とする旨を追加する。

■機能要件 No. 101 納付書（領収書部分）

- 印字項目について、加入者名は削除するが、納税者住所は残すのか。
→納税者住所も削除する。

以上